

- ① 就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し
 (一般就労への移行や定着実績を踏まえたきめ細かな評価等)

就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

【就労移行支援】

- 一般就労の高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価。
- 「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合(就労定着率)」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上 5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上 4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上 3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上 2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上 1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数


➔

【見直し後】

前年度及び前々年度において就職後6か月以上定着した者
前年度の利用定員数+前々年度の利用定員数

- 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設。

【支援計画会議実施加算】 583単位/回 (新設)
 (1月につき1回かつ1年につき4回を限度)



【就労定着支援】

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを実施。
- 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】		【見直し後】	
就労定着率	基本報酬	就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月	9割5分以上	3,449単位/月
8割以上 9割未満	2,652単位/月	9割以上 9割5分未満	3,285単位/月
7割以上 8割未満	2,130単位/月	8割以上 9割未満	2,710単位/月
5割以上 7割未満	1,607単位/月	7割以上 8割未満	2,176単位/月
3割以上 5割未満	1,366単位/月	5割以上 7割未満	1,642単位/月
1割以上 3割未満	1,206単位/月	3割以上 5割未満	1,395単位/月
1割未満	1,045単位/月	3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】

「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定

➔

【見直し後】

どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

- 関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関とのケース会議等を実施した事業所を評価する新たな加算を創設。

【定着支援連携促進加算】 579単位/回 (新設)
 (1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度(令和2年度)実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

- ② 就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し
(スコア方式の導入)

就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「1日の平均労働時間」に応じて報酬を算定

平均労働時間	基本報酬
7時間以上	618単位/日
6時間以上 7時間未満	606単位/日
5時間以上 6時間未満	597単位/日
4時間以上 5時間未満	589単位/日
3時間以上 4時間未満	501単位/日
2時間以上 3時間未満	412単位/日
2時間未満	324単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

- 基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式(スコア方式)に見直し。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	基本報酬
170点以上	724単位/日
150点以上170点未満	692単位/日
130点以上150点未満	676単位/日
105点以上130点未満	655単位/日
80点以上105点未満	527単位/日
60点以上80点未満	413単位/日
60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5 : 1、定員20人以下の場合の単位

- 事業所ホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容は全て公表することを事業所に義務づける(運営基準の見直し)とともに、未公表の場合には基本報酬を減算する。



※ 令和3年度における基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「1日の平均労働時間」や「生産活動収支の状況」について前年度(令和2年度)実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

- ③ 就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し
 (報酬体系の類型化)

就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

現行

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	649単位/日
3万円以上 4.5万円未満	624単位/日
2.5万円以上 3万円未満	612単位/日
2万円以上 2.5万円未満	600単位/日
1万円以上 2万円未満	589単位/日
5千円以上 1万円未満	574単位/日
5千円未満	565単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

見直し後

基本報酬の報酬体系の類型化

- 「平均工賃月額」に応じた報酬体系 (※)
 - ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価
 - ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	702単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日
3万円以上3.5万円未満	657単位/日
2.5万円以上3万円未満	643単位/日
2万円以上2.5万円未満	631単位/日
1.5万円以上2万円未満	611単位/日
1万円以上1.5万円未満	590単位/日
1万円未満	566単位/日

従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

新たな加算の創設

定員	基本報酬
20人以下	556単位/日

従業員配置7.5：1の場合の単位

【地域協働加算】(新設) 30単位/日
 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。

【ピアサポート実施加算】(新設) 100単位/月
 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。

「利用者の就労や生産活動等への参加等」
 をもって一律に評価する報酬体系 (新設)

+

地域協働加算 (新設)
 ピアサポート実施加算 (新設)

基本報酬 + 加算

(※) 令和3年度の基本報酬においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「平均工賃月額」に応じた報酬体系において前年度(令和2年度)実績を用いなくてもよいなどの柔軟な取扱いを実施。

④医療的ケア児者に対する支援の充実
(医療連携体制加算の見直し)

医療連携体制加算の見直し ～医療的ケアの単価の充実等～

対象サービス : 短期入所^{a)}・重度障害者包括支援^{b)}・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援
共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス

- 従来、看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。
- 通常は看護師配置がない福祉型短期入所について、高度な医療的ケアを必要とする者の受入れが可能となるよう、新単価(8時間以上2000単位)を創設。

改定後							改定前 (対象者数)	
内容で分類	算定要件 (対象者数)						1名	2～8名
	医ケア以外	医ケア	対象サービス及び時間	1名	2名	3～8名 「6」の場合：3名		
1	○		1時間未満	32単位			a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位
2	○		1時間以上2時間未満	63単位				
3	○		2時間以上	125単位				
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	480単位 400単位	1,000単位	500単位
5		○	<福祉型短期入所・児童発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位	800単位		
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位	1,000単位		
7	<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日							

注1) 重度障害者包括支援・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助は、時間の設定なし。
※ 上記の他、喀痰吸引等に係る指導・実施に係る単価あり。

詳細は、厚労省資料をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000734440.pdf>

①就労移行支援・就労定着支援における支援の質向上に資する報酬等の見直し

(一般就労への移行や定着実績を踏まえたきめ細かな評価等)

②就労継続支援 A 型の基本報酬等の見直し

(スコア方式の導入)

③就労継続支援 B 型の基本報酬等の見直し

(報酬体系の類型化)

↓

39 頁～51 頁

「6 就労系サービス」

④ 医療的ケア児者に対する支援の充実

(医療連携体制加算の見直し)

↓

12 頁～14 頁

「(6) 医療連携体制加算の見直し」